『住民と自治』(通巻670号)2月号付録　2019年2月1日発行　自治体研究社

とちぎの地域と自治

とちぎ地域・自治研究所　所報　第193号

〒3210218 壬生町落合 1-15-5 ポラーノ・どんぐり103号　TEL/FAX 0282(83)5060
メール：support@tochigi-jichiken.jp　ホームページ：http://tochigi-jichiken.jp
郵便振替　00170-7-251641　とちぎ地域・自治研究所

○ 幼児教育・保育の無償化でどうなる子育て支援(下)　村 山 祐 一　--------4
○【声明】政府・防衛省による辺野古の海への不法な土砂投入に抗議する--------11

関連の新刊書籍 12 頁参照

第11回とちぎ地域・自治フォーラム

「安倍政権の『自治体戦略2040構想』とこれからの地方自治を考える」

■ 日時・会場　2019年２月３日（日）13:30～　栃木県弁護士会館 会議室

■ 基調講演（13:30～14:50）

「戦後憲法下の地方自治と『自治体戦略2040構想』のねらい」

講師 岡 田 知 弘 氏（京都大学大学院経済学研究科教授、自治体問題研究所理事長）

■ シンポジウム（15:00～16:30）

「人口減少社会とこれからの地方自治を考える」

❖コーディネーター　太 田 正（とちぎ地域・自治研究所理事長）
❖報告①人口減少時代の地域づくり（見形和久塩谷町長）
❖報告② 平成の大合併で地域はどう変わったか　（鶴見義明佐野市議会議員）
❖報告③「地方自治の本旨」から観た「圏域」法制化の問題点（若狭昌稔弁護士）

新年のご挨拶

とちぎ地域・自治研究所理事長　太田　正

新年明けましておめでとうございます。本年もよろしくお願い申し上げます。今年は、アベノミクスによる「景気回復」を揺るがす株価の急落と円高で幕を開けましたが、来月は一部保守系首長らによる投票権剥奪という暴挙の中で、辺野古米軍新基地建設の賛否を問う沖縄県民投票が予定され、４月に一斉地方選挙（県内では県議会・市町議会議員選挙）、７月に安倍政権と憲法改悪の行方を左右する参議院選挙、さらに10月には消費税増税が予定されています。このように、今年は私たち県民にとっても、

地域としても進むべき将来の選択が問われる、そして大きな変化が起きる年になります。そこで年頭に当たり地域を起点にしながら、皆さんとともに何が問われる年になるのかを考えてみたいと思います。

【県民の暮らしと地域経済】

まず県民の暮らしと地域経済です。いざなぎ景気を超える「景気回復」とわれながら生活実感を伴わず、消費は冷え込んだまま地域の商店街など小売業は苦境に喘いでいます。その最大の要因は実質賃金が目減りを続けているからです。日銀による異次元の金融緩和でお金がバラ撒かれても、それが生産や賃金そして消費という実体経済には回らず、株式や債券などの金融経済に流れ込みマネーゲーム化しているのです。そのため実体経済の動きを映し出す物価も、日銀が掲げる物価上昇率２％目標は一向に達成されないばかりか、株価を下支えするため株式投資が行われ、今や上場企業の約４割で上位 10 位以内の大株主（うち５社では実質的な筆頭株主）が日銀で、国債の保有率も４割以上という異常事態になっています。

こうした禁じ手を繰り返し、株高と円安を演出し金融資産と企業利益の最大化が図られてきましたが、その結果が格差の拡大と地域経済の疲弊となって現れています。昨年発表された県民所得計算（2015 年）によると、栃木県の県民所得は全国４位で前年度比 6.6%増（３年連続の増）となりましたが、それはもっぱら企業所得の増によるもので、県民雇用者報酬は 1.3%のマイナスでした。県内には誘致した大手企業の生産拠点が数多く立地しており、製造業を中心に企業所得が大きく増えたことを示していますが、大手企業の所得拡大が県民雇用者には還元されず内部留保され県外に流出していることを意味しています。

しかし、県をはじめ県内の自治体の中には、更なる企業誘致を図るため工業団地の造成や分譲を推進する動きが目立ち始めています。その一方で、昨年、シャープ矢板工場の生産中止が発表されましたが、これまでも麒麟ビールやコマツ製作所などの大手企業の撤退が相次いできました。経済のグローバル化により、大手企業は世界規模で生産・販売拠点の再編を繰り広げており、国内工場も大きな影響を受ける状況となっています。そのため、仮に誘致できたとしてもその企業が地域に定着する保証はなく、また地域経済との繋がりも期待できないケースも多々あります。実質賃金や家計所得の増加を図り、社会的に必要な福祉サービスや地産地消の農産物などを含む生産と消費の拡大により、地域内でお金が循環する持続可能な地域経済の活性化に舵を切るべきです。そして、マネーゲーム化した異常な金融緩和と地域経済を破壊する消費税増税にストップをかける必要があります。

【人口減少と住民主体のまちづくり】

次は人口減少とまちづくりです。急速に進む人口減少にストップをかけることを目的に大々的に始まった「地方創生」ですが、その仕組みは先ず国が「人口ビジョン」とそのための「総合戦略」を作り、それに基づき補助金付きで各自治体に同様の取組みを短期間で求めるという国主導の事業でした。そのため多くの自治体では、大手コンサルタントに委託してビジョンや戦略が作られましたが、金太郎飴のようなものが多く、莫大な補助金はコンサルが立地する東京に流出する結果となりました。肝心の地

方創生は見るべき成果を生むことなく放置され、安倍政権は新たな「自治体戦略 2040 構想」（７月）に軸足を移しています。

すでに「構想」の実現・法制化を図るために第 32 次地方制度調査会（安倍首相の諮問機関）が発足しており、取り纏めに向けて審議が加速していますが、これは憲法が規定する地方自治の本旨に反して、団体自治（政府と自治体および自治体間）と住民自治（住民と自治体）を否定することに繋がる重大な問題を孕んでいます。そこに貫かれている理念は「効率化」と「標準化」です。政府の政策・施策（アプリケーション）が即座に機能するように、自治体の業務（ＯＳ）を書き換えることが示され、またＩＯＴやＡＩを活用して現在の半数の職員で業務を処理するスマート自治体を目指すとしています。さらに、圏域マネジメントと称して、人口 20 万人以上の中枢・中核都市を中心とする圏域を法制化し、そこに含まれる市町村の役割や機能を中心都市に集中させ、費用負担を求めていくという県（広域自治体）と市町村（基礎自治体）という二層制の地方自治を破壊するような内容も示されています。

こうした方向は、多様な地域の資源・特性と住民の意思にもとづいて、個性あるまちづくりを進めることを否定するものであり、平成の大合併の形を変えた上からの自治体再編であるといわねばなりません。小規模自治体を新たな手法で再編統合するのではなく、小規模でも住民自治により存続できるように補完し支援するのが国と県の責務とすべきです。地方議会と地方議員の果たすべき役割を含め、改めて地方自治・自治体のあり方が問われています。

【子育て・福祉・医療】

このほか子育て・福祉・医療についても問われています。当面する問題としては、消費税増税とセットになった幼保無償化への対応です。企業保育所を含めいかに保育の質を確保するのか、無償化により引き起こされる保育所への入所希望と待機児童の増大にどう対応するのか、保育士の確保と育成をいかに図るのかなど、自治体に丸投げされた問題への対応が迫られます。また、福祉では高齢者の状態の変化に合わせ切れ目のない医療・介護・福祉サービスの提供をうたいながら、これも自治体と地域に責任を丸投げする地域包括ケアに地域ごとにどのように対応していくのか、さらに「地域共生社会」という新たな考えが提起されましたが、障害者福祉を含めて介護保険に統合し、サービスの切捨てや保険負担者の拡大（年齢切り下げ）が狙われようとしています。また、医療をめぐっては地域医療構想にもとづいて、医療費抑制を目的とした病床数の削減が図られるとともに、病院と病床の再編が広域的に進められようとしていますが、患者と住民にとって望ましい医療提供体制のあり方が問われています。

このように今年は地域と住民をめぐって多くの課題が突きつけられる年になります。とちぎ地域・自治研究所としては、こうした課題の解決に向けて皆さんとともに考えていくために、必要な調査の実施や情報の提供を行うとともに、来る 2 月 3 日に予定するフォーラムの開催など意見や情報の交換の機会を設け、必要とされる提言などを積極的に発信していきます。本年もどうぞよろしくお願い致します。

幼児教育・保育の無償化でどうなる子育て支援(下)
－「市町村負担必要財源の５割超」？

村 山 祐 一（保育研究所所長）

目　　次

はじめに
１ 幼児教育・保育の無償化でどうなる　（以上、前号）
２ 保育士処遇の問題　（以下、本号）
(1) 安い保育士の給与
(2) 保育士給与の伸び率
(3) 保育単価の推移
(4) 保育士の配置状況
(5) 保育士の処遇改善の推移
３ 無償化・保育士処遇改善に向けた自治体の役割

２ 保育士処遇の問題

最後に、保育士処遇の問題に触れておきたいと思います。三大紙は待機児童対策は保育士処遇改善抜きには進まないと、そして、無償化対策についても保育士処遇改善抜きであってはならないということをだいたい提案しています。

（１）安い保育士の給与

資料１　現在の給与は勤務内容に比べて妥当と思いますか

	妥当と思う	安いと思う（やや安い＋ 安い）
全体	２４．８％	７０．６％（27．2％＋43．4％）
公立認可保育所	２７．１％	６８．９％（28．0％＋40．9％）
社会福祉法人等認可保育所	１７．７％	７９．７％（26．5％＋53．2％）

「奈良県保育士実態調査等報告書 2014 年 3 月奈良県」（2013 年 9 月調査）

これは奈良県の調査ですけども。だいたいこういう傾向です。「現在の給与は勤務内容に比べて妥当と思いますか」という設問に対して、「妥当と思う」と回答したのはほんの僅かです。圧倒的多数が「安いと思う」と回答しています。実は若い人の間で保育士の資格はあるけれども働かないというのがどこでも進行しているのです。これは日本の社会にとってはものすごく深刻です。たとえば、実習に行ってやる気が起きてきたけれども、保育園に就職することを親から反対され、悩んだりするということを聞

きます。それから、東京新聞の声の欄に乗りましたが、「私の娘は保育士を辞めます」と。「園庭外の散歩に連れていくと、1 歳児5人に1人、役所に掛け合ってもそれ以上付けなくていいと、ところがこのまま連れて歩いていると 1 人の子どもがしゃがみこんだら他の子どもをどうするのかウロウロしてしまう。それが繰り返されて、娘はもう命が守れない。給与もよくない。だから辞めると。」これが今の社会に広がっているのです。私は保育士の処遇が悪いから保育所に来ない就職しないというのは、私はある意味でストライキだと思っています。そのストライキを起こしている悲鳴を国が読み取れないのです。

（2）保育士給与の伸び率

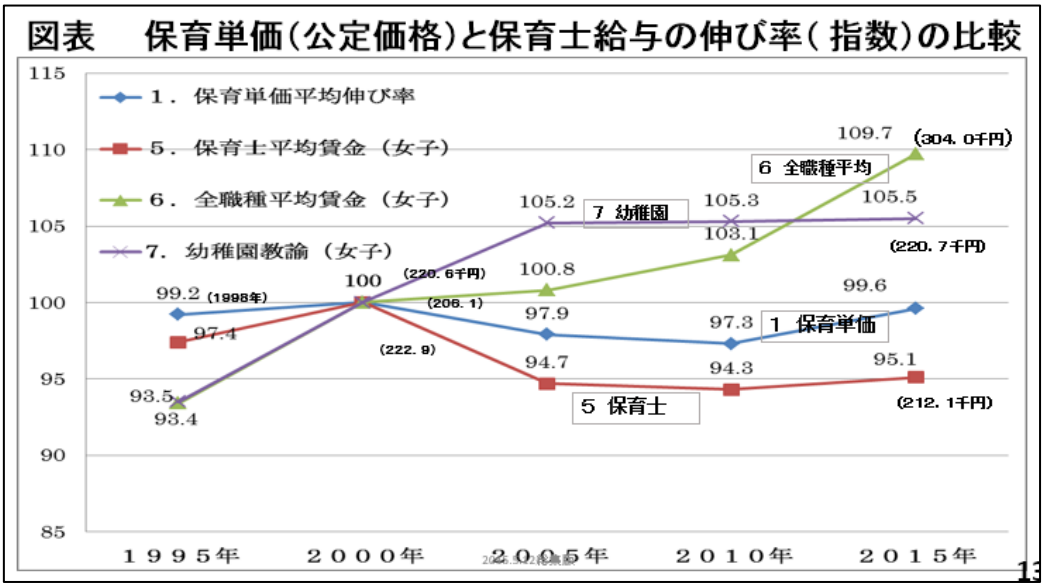

これは国の労働統計から全部数字で出しています。2000 年を 100 とした場合、保育士は給与が下がっているのです。2015 年の新制度がスタートする時には 95.1%です。今やっと 100 に近付いているところです。他の職種は図のように伸びています。公定価格といわれる保育単価の伸びは 2000 年を 100 として下がっているのです。単価自体が下がっているから給与も上がりっこないのです。保育単価と保育士の給与は同じように推移しています。今保育単価が約 100 を少し超えるくらいにきているので保育士の給与も 100 に近づいています。

これは今に始まっているわけではないのです。この 20 年間の保育政策の歪みが給与の低さに露骨に出ているのです。しかもこの 2000 年から 2015 年の間はどういう時だったかというと、学校五日制になり完全週休二日制ということで、社会一般では土曜日は休日扱いになっています。3 連休が多くなっています。ところが保育所は土曜日も開所することを押しつけ、やらなければ 25%カットを打ち出しています。そのために土曜日も出なければなりません。夏休みもない冬休みも春休みもない。幼稚園は夏休みも冬休み春休みもあります。給料はそんなに差がないのに休みがある。土曜日は全部休みです。こういう社会になっている

にも拘わらず、保育所の給与は上げられていないのです。48時間制から40時間制に移行したときにも、その移行した分の職員を増やしていません。48時間から40時間になっているから、当然職員を増やさなければならないわけです。それが増えていないのです。むしろ悪くなっています。

かつて48時間のときに土曜日は半ドンでした。その時の保育条件の方がずっといいのです。何故かというと、土曜日は半ドンですから保育士はだいたい２時に帰れるのです。当時は延長保育というのもなかったので４時で終わる。毎日１時間自由時間があったのです。ところが今、国の職員配置基準は増えていません。だけど11時間やれと、事務を執る時間がないのです。職員会議も土曜日が半ドンの時は月 1 回午後全員が集まって会議が出来たのです。今は全員が集まる時はありません。休んではいけない。土曜日もやれ。職員は増えない。誰だってきついといいます。

（３）保育単価の推移

資　料　0歳児～4･5歳児の保育単価加重平均額の推移
（1人当の国基準平均経費月額）

	2018年度	2016年度	2015年度	2010年度	2000年度	1998年度	1995年度
保育単価額計加重平均額（指数）	92.9千円 (103.4)	90.8千円 (101.0)	89.4千円 (99.6)	87.4千円 (97.3)	89.8千円 (100.0)	89.2千円 (99.3)	0歳は乳児特別補助金、保育単価設定なし
参考：保育所入所児童数（4月1日）	2,546,669 ＊(142.3)	2,458,607 (137.4)	2,373,614 (132.7)	2,080,114 (116.3)	1,788,425 (100.0)	1,691,270 (94.6)	

この単価額は「その他地域（乙地域）」、90人定員、所長設置、民改費（処遇改善等）加算12%。＊ 保育所等入所児童数（4月1日）の2018年度の数値はまだ公表されていないため2017年度の数値。

2015.5.12総集版　14

これが保育単価額の推移です。2000 年から比べると 2015 年度は 99.6、2018 年になってやっと 3.4%上がりました。よく安倍総理が保育園の職員の処遇を 3%上げたとか 3 万円上げたとか言いますけれども、それは下がったうえで若干上がっただけです。やっと 2000 年水準よりも僅か増えただけなのです。

これは（次ページ　資料１－２）国が示しているデータをまとめたものです。所長給与が保育単価にどれだけ入っているか、2000 年度で毎月 27 万円、今は 25 万 5000 円です。未だに所長の給与は 2000 年水準になっていないのです。主任保育士も 2000 年水準になっていません。保育士だけは何とか 2000 年より 4.4%上がっています。４%上がったというのは 2000 年の時からですから、去年に比べて４%上がったっていうことではないのです。下がったうえでやっと 2000 年水準に戻っているということにすぎないのです。

資料1－2　保育単価・保育費用に積算されている保育士等の本俸基準額等人件費額の推移

		2018年度（平30）	2015年度（平27）	2010年度（平22）	2000年度（平12）	1995年度（平7）
所長	本　俸（福）2-33	255,600円 (94.6)	251,500円 (93.1)	253,400円 (93.8)	270,000 円 (100.0)	254,300 円 (94.1)
主任保育士	本　俸		227,200円	225,600円	234,500 円	215,200 円
	特別改善費		＋ 4,544 円	+4,512 円	+6,756 円	× 1.06
	本俸基準額	237,252円	231,744円	230,112円	241,256 円	228,112 円
	特殊業務手当	9,300円	9,200 円	9,450 円	8,700 円	9,124 円
	総　計	246,552円 (98.6)	240,944円 (96.3)	239,562円 (95.8)	249,956 円 (100.0)	237,236円 (94.9)
保育士	本　俸		193,400円	191,400円	194,600円	173,700円
	特別改善費		＋ 3,868 円	+3,828 円		× 1.06
	本俸基準額	202,470円	197,268 円	195,228 円	194,600円	184,122 円
	特殊業務手当	7,800円	7,800円	7,800円	6,700円	7,365円
	総　計	210,270円 (104.4)	205,068円 (101.8)	203,028円 (100.8)	201,300円 (100.0)	191,487円 (95.1)
調理員等	本　俸	173,100円 (102.8)	168,100 円 (99.8)	165,800円 (98.5)	168,300 円 (100.0)	161,100円 (95.7)

15
11

（4）保育士の配置状況

資料A-2

認可保育所の平均保育士配置と国基準保育士配置状況

－平均保育士総数は国基準の１．９倍－

開所時間平日11.7、土曜10.5時間。土曜日開所97.8％		園児数及び保育士数	年齢別平均園児数 0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
A ①調査に基づく推計値		96人	7人	15人	17人	19人	19人	19人
B 平均的保育士配置数		１９人【190.0%】	5人 (250 %)	4．5人 (180 %)	3．5人 (140 %)	2人 (200 %)	2人 (200 %)	2人 (200 %)
内訳	常勤正規	10人	3人	2人	2人	1人	1人	1人
	常勤パート他	9人	2人	2.5人	1.5人	1人	1人	1人
C 国基準	①国基準に基づく保育士配置	１０人【100.0%】	2人 (100 %)	2.5人 (100 %)	2.5人 (100 %)	1人 (100 %)	1人 (100 %)	1人 (100 %)
	②①国の保育士配置数算出の計算式	9.87 (a+b+c+d)	a 2.33 (7/3)	b 5.33人 (32/6人)		c 0.95 (19/20)	d 1.26人 (38/30)	

（2016年全保協調査に基づき村山作成）

これは全保協という全社協のなかの組織で調べた保育士の平均の人数です。園児数は 96 人です。職員が 19 人、このうち正規職員が １０人、常勤パート他が９人です。これに対して国の基準では何人保証しているかというと、表の一番下の計算式で 9.87 人です。要するに 10 人です。国の公定価格の中には 10 人分の保育士の給与しか入っていません。だけれどもそれでは保育が出来ないので19人置いているのです。だから 10 人分の給与で 19 人の保育士を雇っていると いうことになります。これは昔から変わっていません。年齢別の計算でいくとどうなるかというと。例えば 0 歳児では 7 人で 3 人だから 7 人で 3 人だから 2.33 だから配置は3人になるのです。1歳児と 2 歳児を合わせて計算すると 5､33 なので 6 人とか。年齢別でやると増えるけれども、年齢別にやっていないので 10 人しか配置されないのです。十人の費用で 19 人雇っているということになっているわけです。

資料Ａ－３

保育所の平均的職員数と国基準職員数との比較

―平均的職員数は国基準の約2倍で運営―(全保協2016年調査参照)

	国基準	実際の平均的職員配置状況	
	①定数配置数	② 加配職員(定数外)	③ 総 計(①+②)
保 育 士	10人(100.0%)	9人(90.0%)	19人(190.0%)
調理等給食職員	2人(100.0%)	1.2人(60.0%)	3.2人(160.0%)
事務職員	0.3人(100.0%)	0.3人(100.0%)	0.6人(200.0%)
看 護 師	－	0.4人	0.4人
保育補助(無資格)	－	1.5人	1.5人
その他	－	0.2人	0.2人
総 計 (指 数)	12.3人 (100.0%)	12.6人 (102.4%)	24.9人 (202.4%)

2015.5.12総集版 17

これも全社協の調査です。国基準では保育士 10 人、調理師が 2 人、事務職員が 0.3 人です。これに実際は加配があって、保育士は９人です。調理員は 1.2 人、事務職員が 0.3 人、看護師が 0.4 人、保育補助が 1.5 人、全部で 24.9 人です。だから国の基準の 2 倍以上の職員を配置しているわけです。12.3 人分で 24.9 人分給与を保障していることになります。だから給与が安くなるのは当たり前です。

（５）保育士の処遇改善の推移

どのように理解するか！！ 保育士等の処遇改善の推移(2012年度との比較)

(厚労省資料)

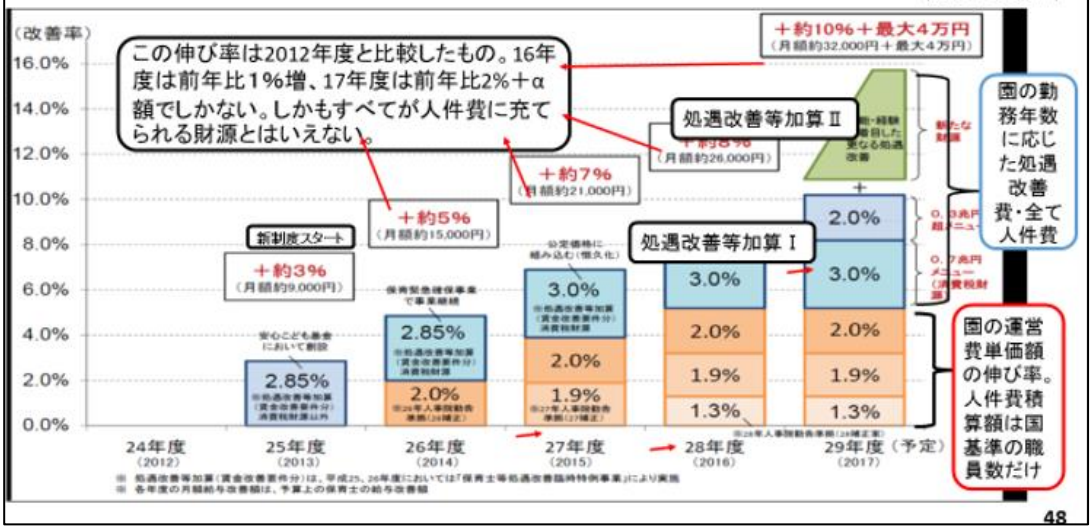

48

安倍首相が 2018 年 1 月 22 日の施政方針演説で、「これまで、自公政権で、保育士の皆さんの処遇を月額 3 万円相当改善し、さらに経験に応じて 4 万円の加算を行ってまいりました。これに加えて、今年度、月額３千円の処遇改善を実施します」（1 月 23 日読売新聞）といっていました。これを一般的に読むと保育所は月 3 万円も上がったん

だ。4 万円までもらっているんだ。誰でもそう思います。これは何を言っているかというと、国の基準の職員について言っているだけです。国の基準 10 人分について言っているだけです。だからこれで一番ごまかされるのは新聞記者です。普通の人はここまで読まないですけれども。この中で 10 人分で経験に応じて 4 万円というのは、国の基準の 10 人の中で 3 人ですから。これはもう少し詳しく説明すると、国の基準で 3 万円というのは何を言っているかというと、これは厚生労働省が作成したものです。平成 24 年度を基準にして 25 年度に 2.85%処遇改善を行いました。約+3%です。月額で約 9000 円です。26 年度に上がったのは 2.0%だけです。24 年度よりは 4.85%上がったよと。ただしこの上がったのは 10 人についてだけです。さらに 27 年度で 1.9%上がりました。28 年度で 1.3%上がった。これらを加えると 1 人 3 万円くらい上がっているよという推測になるよと。あくまでもそれは国基準の 10 人までの職員です。こういう複雑な表を作ってやっているということです。

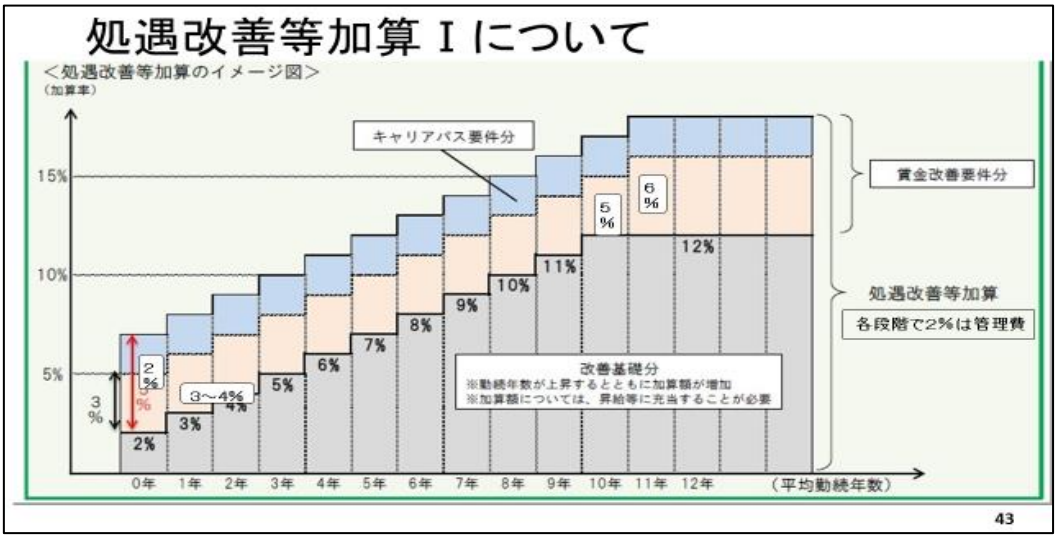

処遇改善加算は 11 年目までは上がるのです。11 年以上については経験年数は加えられないんです。そういう計算式で処遇改善をしているのです。だから年数が沢山増える人がいても上がらないのです。これは予算を作るときの計算式です。これを見れば経験年数に応じて給与が上がっているということは明確に言えません。

3　無償化・保育士処遇改善に向けた自治体の役割

やはり子育て支援対策については都道府県と市町村の連携した取り組みが必要です。無償化に関連した施策で、乳幼児の給食無料化に向けた取り組みは、給食費が無償化から除外された場合はこういう問題が起きるよ、もし給食費が無償化から除外された場合、給食費だけを応能負担原則に基づいて市町村が利用者の家庭から徴収し、保育園等に補助金として支給するということがシステムとして考えられます。これは国の要望の時に言ったらしいです。そうしたら、保育料無償化といっているのだからこれを徴収すると無償化にならないから、やりたくないと言ったそうです。つまり無償化と

無償化・保育士処遇改善にむけた自治体の役割

子育て支援対策は都道府県と市町村が連携した取り組みが必要

当面の緊急策として

1．無償化に関連した施策－乳幼児の給食無償化に向けた取り組み

給食費が無償化から除外された場合、

例えば　給食費(主食＋副食・おやつ代)について応能負担原則に基づき、市町村が利用者の家庭から徴収し、保育園等に補助金として支給。

2．保育士処遇については、給与・職員加配の独自の施策を実施、都道府県に働きかけ連携を図る。

千葉県では私立保育園保育士一人一人に対して、毎月県が1万円、市が1万円以上支給する場合、県が1万円支給する制度を2017年度より実施

いう表面だけをちゃんと思われるということしか言わない。給食費を実費徴収にしなさいといって、所得階層別に徴収することは困難です。一律徴収しか出来ません。だからもしやるならば、自治体がやるしかないんです。どっちみちこの無償化問題は国のいう通り進めようと思っても、市町村が実施主体になりますから、どういうやり方にするのかということをかなり煮詰めないといけません。私は一つのやり方として今保育料は応負担原則ですから、給食費も実費徴収にするならば応能負担原則で市町村が徴収することで実施することです。その場合、例えば、給食費の 2 割は市町村が負担するから残り 8 割を親同士の所得階層に応じて分配して徴収するよというやり方も可能となります。それはあってもいいかなと思います。そして、今後は保育所と幼稚園の給食費の無償化を論議していくことを課題とすることです。

保育士処遇については、給与・職員加配独自の施策を実施し、都道府県に働きかけて連携を図ることが必要です。先程話しましたように千葉県では県が 1 万円、市が 1 万円以上支給すると。千葉県では船橋市等では経験年数に応じて最高額 6 万円くらい出しているようです。だから県が 1 万円出して市が 1 万円以上出すという制度を作ると、市町村で財政のあるところではうちは 2 万円出すという形で処遇改善が進むのです。やはり県が動かないと全県でというのはなかなか難しいです。そういう意味で私は都道府県と市町村の連携というのは凄く大事である。少子化対策だ、子育て支援だというのであればそういうふうにしていくべきではないかと思います。その中に幼稚園も入れていくということが大事ではないかと思います。今後の課題となる給食費の無償化を進めるには県と市町村との連携が必要になります。

（本稿は、当日の講演録を基に事務局が編集した原稿に講演者が修正を加えて作成したものです。文責は事務局にあります。）

【声明】

政府・防衛省による辺野古の海への不法な土砂投入に抗議する！

政府・防衛省は 2018 年 12 月 14 日、新基地建設のために辺野古の海に土砂投入を開始した。これは県民総意を踏みにじり、違法・脱法行為を重ねたうえの暴挙にほかならず、断固抗議する。

沖縄県は 8 月 31 日、県民の総意と急逝した翁長前知事の強い遺志を受け継いで辺野古新基地の埋め立て承認を撤回した。そして、圧倒的な県民の支持を受けて 9 月 30 日に誕生した玉城デニー知事は、国との協議を申し入れた。それに対して防衛省は 10 月 17 日、私人になりすまし、国土交通相に対し行政不服審査法に基づく審査請求と撤回効力の停止を申し立て、効力の停止を決定させた。この違法・無法な決定に対し、沖縄県は 11 月 29 日、国地方係争処理委員会へ審査を申し出たにもかかわらず、その判断を待つことなく、政府・防衛省は 12 月 14 日、辺野古の海への土砂投入を始めた。

工事の進む辺野古と大浦湾は、ジュゴンをはじめサンゴ・海草など貴重な生物が生息する海域でもある。沖縄県と県民の願いを無視した政府・防衛省の強権的な工事再開は、取り返しのつかない自然破壊であるばかりか、2000 年に改正された地方自治法の趣旨である、地方自治体と国は対等平等という国・地方の関係にも抵触する重大な地方自治破壊の行為である。米軍基地が集中する沖縄県民の苦しみは耐え難いまでになっており、また基地の存在が沖縄の社会・経済発展の足かせになっていることは、今年 7 月の全国知事会「日米地位協定の抜本見直し」等を求める決議にも明らかである。政府・防衛省の暴挙は、沖縄ばかりでなく、日本の地方自治全体への攻撃だと言わざるを得ない。

私たち自治体問題研究所は、ながく地方自治・住民自治の充実・発展を希求してきた立場から、この間の政府・防衛省の強権的な行為に強く抗議するとともに、政府・防衛省に対して、沖縄県民の要請に応え、直ちに土砂の投入を中止し、辺野古新基地建設を断念するよう求めるものである。

2018 年 12 月 28 日

自治体問題研究所理事会

◆ 新 刊 （２月３日のフォーラム会場で販売予定）

市町村を実質“解体”する！

「自治体戦略2040構想」と地方自治

白藤博行・岡田知弘・平岡和久 著

A５判／定価（本体 1000 円＋税）

アベノミクスの失敗で疲弊が続く地方。住民のいのちと暮らしを守る市町村の役割が再認識されている。

ところが、政府は、連携中枢都市圏（や定住自立圏）のような「圏域」を地方行政の単位として法制化し、住民サービスも自治体間で「標準化」「共通化」「広域化」し AI やロボットそして民間企業に任せ、公務員は半減させるなど、地方自治を骨抜きにすることを狙っている。これらは、「自治体戦略 2040 構想」という研究会報告として公表され、法制化への議論とともに、地方財政政策などを通じて具体化も始まった。

本書では、「自治体戦略 2040 構想」とは何か、地方自治の姿をどう変えると予想されるのか、憲法と地方自治法が示す自治の視点から見たときに何が問題となるのかについて、解説する。

主な内容

Ⅰ 「自治体戦略 2040 構想」と第 32 次地制調による法制化の検討 白藤博行

成長戦略と経済財政諮問会議・未来投資会議／「2040 構想研究会」報告／第 32 次地制調と同専門小委員会の法制化論の検討（総合行政主体からの脱却と「圏域マネジメントと二層制の柔軟化」論、「地域運営組織」「新たな地域自治組織」論」）／自治体戦略 2040 構想 VS. 地方自治の憲法保障戦略構想

Ⅱ 安倍政権の成長戦略と「自治体戦略 2040 構想」 岡田知弘

安倍政権の成長戦略と「地方創生」／「公共サービスの産業化」政策と「Society 5.0」／「自治体戦略 2040 構想」の具体化（公共施設と不動産活用ビジネス、進む公共サービスの民間開放、水道民営化と通商協定、AI 活用とその問題点）

Ⅲ 地方交付税解体へのシナリオ―「自治体戦略 2040 構想」の求める地方財政の姿― 平岡和久

安倍政権下における集権的地方財政改革の展開／2040 構想研究会報告の描く地方行政と統治の姿／地方財政改革と自治体財政への影響はどうか／2019 年度政府予算案と地方財政対策の動向

◆ 学習会向けのブックレットも発行されました。

「自治体戦略２０４０構想にどう取り組む」（１月発行、350 円）

※ 昨年９月発行の「どこを目指す、自治体戦略 2040 構想」の全面改訂版です。